

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 減価償却資産の範囲

改 正 後	改 正 前
(美術品等についての減価償却資産の判定) 7-1-1 「時の経過によりその価値の減少しない資産」は減価償却資産に該当しないこととされているが、次に掲げる美術品等は「時の経過によりその価値の減少しない資産」と取り扱う。 (1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの (2) (1)以外の美術品等で、取得価額が 1 点 100 万円以上であるもの(時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。) ② 1 時の経過によりその価値が減少することが明らかなものには、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用(有料で公開するものを除く。)として法人が取得するもののうち、移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものが含まれる。 2 取得価額が 1 点 100 万円未満であるもの(時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。)は減価償却資産と取り扱う。	(書画骨とう等) 7-1-1 書画骨とう(複製のようなもので、単に装飾的目的にのみ使用されるものを除く。以下 7-1-1 において同じ。)のように、時の経過によりその価値が減少しない資産は減価償却資産に該当しないのであるが、次に掲げるようなものは原則として書画骨とうに該当する。 (1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの (2) 美術関係の年鑑等に連載されている作者の制作に係る書画、彫刻、工芸品等 ② 書画骨とうに該当するかどうか明らかでない美術品等でその取得価額が

改 正 後	改 正 前
	<u>1点20万円(絵画にあつては、号2万円)未満であるものについては、減価償却資産として取り扱うことができるものとする。</u>

二 経過的处理

改 正 後	改 正 前
<u>(経過的处理…改正通達の適用時期)</u> <u>この法令解釈通達による改正後の取扱い、平成27年1月1日以後に取得をする美術品等について適用し、同日前に取得をした美術品等については、なお従前の例による。ただし、法人が、平成27年1月1日前に取得をした美術品等(この法令解釈通達により減価償却資産とされるもので、かつ、同日以後最初に開始する事業年度(以下「適用初年度」という。)において事業の用に供しているものに限る。)について、適用初年度から減価償却資産に該当するものとしている場合には、これを認める。</u> <u>(注) ただし書の取扱いにより減価償却資産に該当するものとしている場合における減価償却に関する規定(措置法第67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定を含む。)の適用に当たっては、当該減価償却資産を適用初年度開始の日において取得をし、かつ、事業の用に供したものであることができる。</u>	(新 設)